



南三陸町地域子育て支援センター

一時預かり保育

南三陸町地域子育て支援センターで行っている【一時預かり保育（令和4年6月1日開始）】の内容を、**令和8年4月1日から一部変更**し実施します。

南三陸町地域子育て支援センターの【一時預かり保育】では、保育所等を利用されていない家庭において、日常生活上のさまざまな事情により一時的に家庭での保育が困難になる場合や、育児中の保護者の心理的・身体的負担の軽減を図る支援として、一時預かりを行っています。

【利用するために】

<p>地域子育て支援センターの「一時預かり保育」とは？ （家族がお子さんを保育できる場合は該当しません）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①保護者が病気やケガ、入院等で一時的に保育ができない場合一時的にお子さんを預かります ②保護者が一時的な就労、求職活動で一時的に保育ができない場合一時的にお子さんを預かります ③家族の看護や介護で一時的に保育ができない場合一時的にお子さんを預かります ④保護者が緊急時又は、一時的に保育が困難になった場合お子さんを預かります ⑤育児疲れなどで一時的に保育が困難になった場合やきょうだい等の行事参加等で保育が困難な場合お子さんを預かります ⑥町内で子どもを連れての用足しが困難な場合、ご相談のうえ、お子さんの預かります
<p>利用できる条件は？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①南三陸町に住所がある ②保育所、幼稚園、認定こども園に在籍していない ③満1歳のお誕生日から小学校就学前まで
<p>利用時間や期間、受け入れ人数は？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①午前の部 午前9時から正午 午後の部 午後1時から午後4時 ②児童1人につき、一週間当たり3日以内 ③午前の部3人 午後の部3人
<p>利用料金は？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①午前の部 児童1人につき500円 ②午後の部 児童1人につき500円

利用手続きの方法は？	①事前に地域子育て支援センター又は、保健福祉課子育て支援係にて「一時預かり事業登録申請書」を提出してください ②事前面接を行います（書類提出時に行います） ③利用希望日に空きがあるかを地域子育て支援センター（☎46-3042）に確認し、「一時預かり事業利用申請書」と「プロフィール票」を提出してください
------------	---

◇利用料金のお支払い方法

※町から納付書が送付されます。同封されている通知をご確認いただき、
指定金融機関でお支払いください。

◇実施場所

施設名	電話	住所
南三陸町 地域子育て支援センター	0226-46-3042	南三陸町沼田1 4-3 総合ケアセンター南三陸2F

◇留意事項

一時預かり保育受け入れ人数が満床の場合・地域子育て支援センターの行事や職員配置により、希望する日や時間で、利用できない場合があります。御了承ください。

【問い合わせ】

南三陸町保健福祉課子育て支援係
電話 0226-46-1402
南三陸町地域子育て支援センター
電話 0226-46-3042